

第5回国労東日本ゴルフ大会

国労水戸

団体で準優勝

9月11日、栃木県で第5回国労東日本ゴルフトーナメントを開催した。当日は天候にも恵まれ、各チーム優勝を目指してプレーをした。水戸地本は団体で準優勝、個人では中村選手が優勝した。

水戸地本から岩本・中村・安保（土浦地区分会）福田（水戸地区分会）の4選手が出場した。昨年は団体で3位、個人で2位に入り、今年には更に上を目指して抱負を前夜祭で語った。プレー中は、各選手からグリー



ンが難しい、スコアが伸びないとの声もあり苦戦した。

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 塚原良雄
編集責任者 坂下 司



選手の皆さん、ご苦労さまでした。

成績は団体優勝は大宮地本、2位に水戸地本、3位は仙台地本でした。個人では中村選手が（グロス79）優勝しました。団体優勝の大宮地本とは5打差と接戦でした。反省もあり優勝もできたのではとプレーを振り返った。前夜祭では各地本と交流と親睦を深め楽しく過ごしました。

仲間の信頼
力を養って
この道をたゆみなく
組織の拡大へ

年次有給休暇 その2

年次有給休暇を取得したことによる不利益な取り扱いの禁止（労基法136条）

年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額や精皆勤手当及び賞与の算定などに際して欠勤として取り扱う等不利益な取扱いはしないようにしなければならない。

これは年次有給休暇の取得を抑制するような行為を禁止して、労働者が取得しやすいようにする為です。

各企業は昇給や賞与を任意に設けることができるし、運用基準も企業が自由に定めることができる。しかし、年次有給休暇を取得した者と取得しなかった者とで支給に差をつけることは、年次有給休暇の取得を抑制することになります。

ただし、第136条は努力義務規定であり罰則はありません。判例で違反している企業もあります。そのためには労働組合は協約締結で守らせる。